

○ 砂防指定地指定要綱について

(平成元年九月一二日 建設省河砂発第五八号)
各地方建設局長・各都道府県知事あて
建設省河川局長

砂防指定地の指定及びその解除のための調書の提出等については、昭和四十二年五月六日付け建設省河砂発第五〇号（河川局長通達）によりなされているところであるが、指定の基準、手続等を明確にし、指定の一層の促進を図るため、別添のとおり「砂防指定地指定要綱」を定めたので、今後遺憾のないよう取扱われたい。

なお、前記河川局長通達は廃止する。

砂防指定地指定要綱

(趣旨)

第一 この要綱は、別に定めるものほか、砂防法（明治三十年法律第二十九号。以下「法」という。）第二条の規定により建設大臣が指定する土地（以下「砂防指定地」という。）の指定基準、指定方法、指定手続等を定めることを目的とする。

(指定基準)

第二 砂防指定地の指定は、土砂等の生産、流送若しくは堆積により、渓流、河川若しくはその流域（以下「渓流等」という。）に著しい被害を及ぼす区域で、次に掲げる区域について行うものとする。
一 渓流若しくは河川の縦横浸食又は山腹の崩壊等により土砂等の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、又は、顕著となるおそれのある区域
二 風水害、震災等により、渓流等に土砂等の流出又は堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域
三 火山泥流等により著しい被害を受け、又は受けるおそれがある区域で砂防設備の設置が必要と認められる区域、火山地及び

火山麓地

四 土石流危険渓流等による土石流の発生のおそれのある区域又は土石流の氾濫に対処するため砂防設備の設置が必要と認められる区域
五 地すべり防止区域で治水上砂防のため、渓流、河川に砂防設備の設置が必要と認められる区域
六 開発が行われば予想される区域で、その土地の形質を変更した場合、渓流等への土砂流出等により、治水上砂防に著しい影響を及ぼすおそれのある区域
七 その他公設又は人家等の保全のため、砂防設備の設置又は一定の行為の禁止若しくは制限が必要と認められる区域

(都道府県知事の進達)

第三 都道府県知事は、管内の土地について第二の基準に該当すると認める場合は、建設大臣に進達するものとする。

(指定方法)

第四 法第六条に基づき建設大臣が工事を施行する場合で、砂防指定地の指定を行う必要があるときは、第三の規定にかかわらず地方建設局長（北海道開発局長を含む。以下同じ。）が進達を行うことができる。

(都道府県知事との協議)

第五 第四の規定による進達に当たっては、地方建設局長は、あらかじめ関係都道府県知事に協議しなければならない。

(指定方法)

第六 砂防指定地の指定は、第二の指定基準に該当する土地の状況を十分勘案して、次の各号のうちいづれかの適切な指定方法によるものとする。

- 一 溪流 河川沿いの土地を指定区域とする場合
上流に起点、下流に終点を定め、その区間の渓流、河川の中
- 二 心線から左右各岸〇〇メートルまでの土地の区域
国有林野、市街地等の土地を指定区域とする場合
林班、地番内の標柱によって囲まれた土地の区域

三 山腹等（一及び二を除く）を指定区域とする場合

字又は地番表示による土地の区域 (進達書類)

第七 都道府県知事又は地方建設局長が砂防指定地の指定のため建設大臣に進達する場合は、次の各号に定める関係図書を添付して行うものとする。

一 総括的な進達図書（進達箇所が二以上の場合）

二 砂防指定地指定箇所総括表

三 不動産登記簿（国有林にあっては林班図）及び不動産登記法第十七条に規定する地図

四 既指定に係る砂防指定地告示官報の写し

五 (砂防指定区域の閲覧)
告示通知

六 建設大臣において法第二条による指定が行われ官報告示がされた場合は、建設省砂防部砂防課長は都道府県土木担当部局長に告示通知をするものとする。

七 都道府県知事等において次の関係図書を公衆の閲覧に供するよう努めるものとする。

一 砂防指定地の位置図（五万分の一の地形図）

二 砂防指定地の区域を明示した平面図

三 (砂防指定地指定進達の予定)
別記様式一による調書

四 実測平面図（縮尺五百分の一から五千分の一程度までの間で砂防指定地を表示するに便利な適宜の縮尺の平面図を用いる）

五 関係土木事務所等において次の関係図書を公衆の閲覧に供するよう努めるものとする。

一 砂防指定地の区域を明示した平面図

六 第十 都道府県知事及び地方建設局長は、管内において、第三又は第四の進達を行う予定の土地についてあらかじめ建設省砂防部長に別記様式二に従い報告するものとする。この場合都道府県知事及び地方建設局長は、本要綱の趣旨を十分に考慮して、できるだけ速やかに進達するよう努めなければならない。

(指定の解除)

第七 砂防指定地の指定の解除は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

一 当該指定地が第二各号に定める基準に該当しなくなつたと明確に認められるとき

二 その他公益上の理由により必要が生じたとき

(解除の進達)

第八 第十二、第三、第七及び第八の規定は、解除の場合についても準用する。ただし、第七の二の1の調書は別記様式三の調書に代えるものとする。

九 (例外規定)

第十 都道府県知事又は地方建設局長は、特別の事情により、この要綱により難いものがあるときは、当該箇所に限り別の定めによる進達又は申請をすることができる。